

参考資料5

関係団体の専門資格の概要

生殖医療専門医

1. 経緯

- 2002年10月3日 生殖医療従事者資格制度規約、生殖医療専門医制度催促並びに生殖医療コーディネーター細則を制定。
- 2006年4月1日 規約ならびに細則を改訂し、それに合わせて第1回目の生殖医療専門医並びに生殖医療コーディネーターを認定
- 2010年11月12日 新・生殖医療専門医制度細則施行。新制度では、生殖医療専門医研修のための認定研修施設・研修連携施設の指定を行い、生殖医療専攻医は指導責任医のもと、学会の定めた研修内容に沿って臨床研修を行う。

2. 現状

- 生殖医療専門医 467名
 - 生殖医療コーディネーター 71名
 - 認定研修施設 145施設
 - 研修連携施設 97施設
- (2012年4月1日時点)

3. 生殖医療専門医について

- 広告が可能な医師の専門性に関する資格の一つ。
- 日本生殖医学会は、日本生殖医評価・認定機構に加盟している。

母性看護専門看護師・不妊症看護認定看護師・生殖医療コーディネーターの概要

	母性看護専門看護師	不妊症看護認定看護師	生殖医療コーディネーター
概要	<p>(2013年4月現在44名)(広告可能) (目的) 複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供する。 (教育目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> リプロダクティブ・ヘルスに関する健康問題について診断し、計画、実施、評価できる能力および、正常な過程にある対象者を自立してケアする能力を養う。 緊急事態に対応する能力と緊急時のケア能力を養う。 母性看護・助産領域における研究を推進し、研究成果を実践に役立てることができる能力を養う。 業務管理上でのリーダーシップ、ヘルステムのコーディネーター的役割、政策参加が行える能力を養う。 性と生殖に関連する倫理的問題を判断する能力、それについて助言および支援する能力を養う。 この分野における看護基礎教育をする能力、母性看護およびその他の専門看護師、また関連職種者に対して必要な助言や教育をする能力を養う。 	<p>(2013年4月現在 120名)(広告可能) (目的) 不妊症看護の分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践を行う。 (特徴) ・生殖医療を受けるカップルへの必要な情報提供および自己決定の支援 (教育目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> リプロダクティブ・ヘルスの観点から、個人およびその家族のQOL向上に向けて、質の高い看護を実践する能力を育成する。 不妊症看護分野において、看護実践力を基盤とし、他の看護職者に対して指導・相談ができる能力を育成する。 生殖医療チームにおける看護の役割を果たせる能力を育成する。 	<p>(2013年4月現在76名)</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本の看護師免許を有する者 看護師免許の取得から5年以上の実務経験があり、生殖医療に3年以上従事している者 この法人の会員であること 社団法人日本看護協会が実施する認定看護師制度における不妊症看護あるいは専門看護師制度における母性看護の資格を有する者 生殖医療コーディネーターとして適切な知識、品位と倫理性を備えている者
経験	実務研修が通算5年以上あり、うち3年間以上は専門看護分野の実務研修であること	実務研修5年以上(うち3年以上は認定看護分野の実務研修)	母性看護専門看護師、不妊症看護認定看護師の経験
教育	看護系大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会が定める専門看護師教育課程基準の所定の単位(総計26単位または38単位)を取得していること。認定審査は、書類審査と筆記試験。	総時間は615時間以上(共通科目:105時間以上・専門基礎科目120時間・専門科目135時間・学内演習及び実習 255時間)。認定審査は、筆記試験。	講習会(任意)。書類審査。
教育機関	13課程	1課程(聖路加看護大学 看護実践開発研究センター)定員15名	
認定機関	公益社団法人日本看護協会 (5年毎の認定更新制)		一般社団法人日本生殖医学会 (5年毎更新)

	認定臨床エンブリオロジスト	生殖補助医療胚培養士	生殖補助医療管理胚培養士
学会	日本臨床エンブリオロジスト学会	日本哺乳動物卵子学会	
人数	570人(エンブリオロジスト)	850名(2011年)	11名(2011年)
資格要件	<p>(1) 学会の会員であること。 (2) 1年以上関係業務に従事していること。 (3) 学歴において以下のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 大学の理科系学部、またはそれに準ずる機関において生物学関連の科目を修得した学士であること。</p> <p>b) 学校教育法に規定する専門学校を卒業し臨床検査技師または正看護師の資格を取得した者であること。</p> <p>(4) 必要な研修を受けていること</p> <p>さらに以下を提出する</p> <p>(1) 施設長または所属科長による臨床実務経験証明書 (2) 必要とされる手技を撮影した映像</p>	<p>(1) 学会の会員であること (2) 医療系、農学系、生殖生物関連の科目を修得した学資、修士もしくは博士であること (3) 委員会が主催する講習会を受講していること (4) 日産婦が認定する体外受精・胚移植の施設で1年以上の臨床実務経験を有していること (5) 生殖補助医療に対する高い倫理観と品位を有していること (6) 学会及び関連する学会(日産婦、泌尿器科学会、生殖医学会等)に最近1年内に2回以上参加していること</p>	<p>(1) 学会の会員であること (2) 日産婦が認定する体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録施設で、5年以上の生殖補助医療胚培養士としての臨床実務経験があること (3) 博士の学位を取得した者で、最近5年以内に3編以上(2編以上は筆頭著者)の生殖に関わる学術論文を学会誌等に発表していること (4) 生殖補助医療に関する高度な知識と能力並びに倫理観を有していること (5) 学会および関連する学会(日産婦、泌尿器科学会、生殖医学会等)に、最近5年内に5回以上出生率、発表していること。 ※ 加えて、最近5年間に実施した200症例について記載した症例記録を提出する。</p>
試験内容		筆記試験+面接	書類審査+口述試験
更新制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年毎に更新する。 ○ 資格の更新を申請する者は、次の事項に該当していかなければならない。 <p>(1) 学会の会員であること。 (2) 継続してART業務に従事していること。 その他、雑誌への論文発表、学会発表等が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年毎に更新(書類審査のみ) ○ 更新審査は委員会が行う ○ 必要要件としては、学会員であること、関連学会に5年内に5回以上参加していること等。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年毎に更新(書類審査のみ) ○ 更新審査は委員会が行う ○ 必要要件としては、学会員であること、関連学会に5年内に5回以上発表していること、5年内に5編以上の学術論文を発表していること等。